

○厚岸町文化振興助成条例施行規則

平成9年3月28日

教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、厚岸町文化振興助成条例（平成9年条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 条例第3条に規定する助成金を受けようとするときは、条例第4条の手続きにより、助成金交付申請書（別記第1号様式）に収支予算書（別記第2号様式）を添えて提出しなければならない。

(交付決定通知)

第3条 教育委員会は、条例第5条の規定により助成金を交付することに決定したときは、助成金交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知する。

(取消・返還)

第4条 教育委員会は、条例第6条の規定により助成金の交付の取消し、及び全部又は一部を返還させる決定をした場合は、助成金交付取消（返還）通知書（別記第4号様式）をもって申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第5条 条例第5条により助成金の交付を受けたものは、事業完了後1月以内に事業完了報告書（別記第5号様式）及び収支決算書（別記第6号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第2条関係)

年 月 日

厚岸町教育委員会
教育長 様

住 所
名 称
代表者 印

助 成 金 交 付 申 請 書

厚岸町文化振興助成条例施行規則第2条の規定により申請します。

交 付 申 請 額	
事 業 の 名 称	
主 催 者 名	
主 管 者 名	
期 日	
会 場	
備 考	
〈事業内容〉	

添付書類 開催要綱、参加申込書の写等

別記第2号様式(第2条関係)

収 支 予 算 書

〈収入の部〉

(単位 円)

科 目	金 額	説 明
合 計		

〈支出の部〉

(単位 円)

科 目	金 額	説 明
合 計		

別記第3号様式(第3条関係)

年 月 日

厚岸町教育委員会指令第 号
様

厚岸町教育委員会
教育長 印

助成金交付決定通知書

年 月 日付をもって申請のあったこのことについて、厚岸町文化振興助成条例施行規則第3条の規定により、下記のとおり通知いたします。

記

1 助成金額 円

2 助成条件

- (1) この助成金は 円のために活用することとし、交付の目的以外に使用しないこと。
- (2) 前号及び条例第6条の規定に違反したときは、この決定通知を取消し、及び助成金の一部又は全部を返還させることがある。
- (3) 事業完了後は、1ヶ月以内に事業完了報告書を提出すること。

別記第4号様式(第4条関係)

年 月 日

様

厚岸町教育委員会

教育長

印

助成金交付取消(返還)通知書

年 月 日付、厚岸町教育委員会指令第 号により交付した文化振興助成金について、下記内容により取消(返還)を決定したので通知します。

交 付 申 請 者 名	
既 交 付 決 定 額	円
既 支 給 額	円
取 消 又 は 返 還 額	円
取 消 (返 還) の 理 由	条例第6条 号に該当するため
返 納 期 限	

別記第5号様式(第5条関係)

年 月 日

厚岸町教育委員会
教育長 様

住 所
名 称
代表者 印

事 業 完 了 報 告 書

厚岸町教育委員会指令第 号による助成金について事業完了したので、厚岸町文化振興助成条例施行規則第5条により報告します。

事 業 の 名 称	
期 日	
会 場	
参 加 人 員	
備 考	
〈結果の概要〉	

別記第6号様式(第5条関係)

収 支 決 算 書

〈収入の部〉

(単位 円)

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較	説 明
合 計				

〈支出の部〉

(単位 円)

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較	説 明
合 計				

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

別記第 2 号様式 (第 2 条関係)

別記第 3 号様式 (第 3 条関係)

別記第 4 号様式 (第 4 条関係)

別記第 5 号様式 (第 5 条関係)

別記第 6 号様式 (第 5 条関係)